

《医療保険利用の場合》

基本利用料は、費用額の1割、2割または3割の料金です

サービス種別			費用		
基本費用	訪問看護基本療養費Ⅰ	基本的な訪問看護の費用	週3日目まで	5,550円	
			週4日目以降	6,550円	
	訪問看護基本療養費Ⅱ	同一日の同一建物への訪問看護の費用（同一日に3人以上）	週3日目まで	2,780円	
			週4日目以降	3,280円	
	訪問看護管理療養費	訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合	月の初日	7,400円	
			月の2日目以降	2,980円	
加算	難病等複数回訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者の方に、必要に応じて1日に2回以上訪問した場合	1日2回	4,500円	
			1日3回以上	8,000円	
	緊急訪問看護加算	利用者やその家族の緊急の求めに対して、計画外の訪問看護を行った場合	1日つき1回まで	2,650円	
	複数名訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対し訪問看護ステーションの看護職員が同じステーションの他の看護師等と同時に訪問した場合	看護師・PT等（週1回まで）	4,300円	
			准看護師（週1回まで）	3,800円	
			看護補助者（週3回まで）	3,000円	
	長時間訪問看護加算	特別訪問看護指示書の交付を受けた方や特別管理加算の対象者に1回の訪問時間が90分を超えた場合	基本週1回 ※要件により1回～3回	5,200円	
	24時間対応体制加算	24時間連絡がとれ、必要に応じ緊急訪問看護を行う体制にある	月1回	6,400円	
	特別管理加算	Ⅰ Ⅱ	厚生労働大臣が定める状態の利用者で、特別な管理を要する状態にある方に計画的な管理を行った場合	月1回	5,000円
				月1回	2,500円
	退院時共同指導管理加算	退院・退所にあたり医療機関等の主治医又は職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合	原則1回	8,000円	
	夜間早朝訪問看護加算	夜間・早朝に訪問した場合	18:00～20:00 6:00～8:00	2,100円	
	深夜訪問看護加算	深夜に訪問した場合	22:00～翌6:00	4,200円	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	急変等時、主治医、薬剤師、ケアマネ等と訪問しカンファレンスを実施し共同で指導を行った場合	月2回まで	2,000円	
情報提供療養費	市町村に対して、利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を文書で提供した場合	月1回	1,500円		
ターミナルケア療養費	在宅で死亡した利用者に、死亡日及び死亡日前14日以内に、2日以上ターミナルケアを実施した場合	1回	25,000円		